

③「償却資産の調査に必要なものはノウハウではなくパッション！」

大阪府東大阪市固定資産税課

上谷 大吉

1 今回の発表の目的

タイトルでは「ノウハウではなくパッション」とさせていただきましたが、ノウハウは必要だと思います。しかし、ノウハウがなかったり、人員不足を理由に調査に取り組めていない自治体がたくさんあるようです。私は前職が陸上自衛官で自衛隊ではできない理由を探すのではなくどうすれば任務を遂行できるかを考えるという考え方でした。償却資産の調査のノウハウについては書籍や色々な研修から得られると思います。なので、ノウハウや人員不足を理由に調査に踏み出せずにいる自治体の背中を押せたら良いなと思います。

2 東大阪市での調査に関する経過

東大阪市では平成29年度に市長より課税の適正化について指示があり、令和元年度には市長自らが税務署に赴き定期的に法人税資料を閲覧できるように調整してくださいました。償却資産係の人員も平成29年度は2名だったのが令和5年度には6名まで増えました。

(1) 令和3年度 of 取組み

それまで税務署調査では、法人税の申告調査で固定資産台帳が確認できる法人のみを調査対象としていましたが、法人から固定資産台帳を提出してもらう形に変えることで調査の幅を広げることができました。これまでやってないやり方だったので係内で温度差もありましたが、一人でできる仕事には限界があります。周りの職員を巻き込むために、まず自分が率先して皆が担当したくない案件や仕事を請け負い、他の係員に対して思っているより怖くないということを示しました。これも自衛隊で学んだことですが、自衛隊の班長は罰でさせられる腕立て伏せも必ず一緒にやってくれました。それによって上下の信頼関係を築けたと思うので、その経験を活かして自ら実践しました。結果、それまで後ろ向きだった後輩が、今では皆が担当したくないと言うような案件を自分から進んで担当してくれるようになり、それが全体としての底上げに繋がりここまで成果が上がっているのだと思います。

調査の対象者については「モノづくり」のまちなので、市内に工場が多く存在しています。市内の工業地帯を回って外観で申告漏れ資産のありそうな法人や大規模な事業用家屋の所有者を対象に調査を行いました。

(2) 令和4年度 of 取組み

令和3年度に引き続き税務署調査や工業地帯の調査の他に、新築事業用家屋の所有者を対象に調査を始めました。これについては1件当たりの税収は多くないですが、前年度の調査で事業用家屋の所有者との折衝時に古い家屋の外構や建物附属設備の取得価格が分からず苦労したので、次世代に負の遺産を残さないようにするために実施しました。その他では件数は少数ですが、先端設備の導入計画の認定を受け、補助金をもらっている方について、担当部署の後追い調査も兼ねて調査を実施しました。この調査については、高額な機械を購入しているケースが多く、1件当たりの調定額が大きかったです。

(3) 令和5年度 of 取組み

令和3、4年度の調査に加えて令和4年度の調査で調定額が大きかった、過去に先端設備の導入計画の認定を受けている方を対象として調査を実施しました。工業地帯の調査が今年度で一通り終わるので、来年度の調査対象者選定の試行で、飲食店や介護事業者等を対象に色々な条件で調査をしています。

3 まとめ

自分たちの持っている力や情報には限りがあると思います。自治体の規模によると思いますが、同じ庁舎内では様々な情報を持っている部署があるので、日頃から協力してもらえよう関係を築くと良いと思います。

最後に、これまで情報提供して下さった庁内の関係部署や毎月の閲覧調査にご協力くださった東大阪税務署の皆様、申告調査にご協力くださった税理士協会の皆様のご協力のおかげでこれだけの成果が上がっております。この場を借りて御礼申し上げます。